

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 有害図書類の指定 (共同参画社会推進課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 認証食品の認証 (食産業振興課) 二
- 農用地利用配分計画の認可 (農業振興課) 二
- 保安林の指定 (森林整備課) 二
- 保安林の指定の解除 (同) 二
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (北部地方振興事務所) 二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (震災復興推進課) 四
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 四

告 示

○宮城県告示第八百五十三号
青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。
平成三十年九月十四日

一 指定図書類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号 種類 図書類の名称 発行所

一	雑誌	まんが人間離れた狂人たち 53455144	株式会社コアマガジン
二	雑誌	まんが大人の失敗大辞典 53455145	株式会社コアマガジン
三	雑誌	BOY・Sピアス 9月号 08185109	ジュネット株式会社
四	雑誌	Young Love Comicya 9月号 18815109	宙出版
五	雑誌	まんが最低な国・日本50の理由 53455143	株式会社コアマガジン
六	雑誌	恋愛宣言PINKY vol.50 15166110	株式会社秋水社
七	雑誌	臨時増刊ラヴァーズ vol.3 68520118	ミリオン出版株式会社
八	雑誌	EXMAX!2018 10月号 02091110	株式会社ぶんか社
九	雑誌	いけない芸能界 過激ハプニング 超特急 66236169	株式会社ダイアプレス
十	雑誌	EXMAX!DELUXE 特別総集編 2018夏 67984162	株式会社ぶんか社

二 指定理由

図書類の内容が一から二の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ甚だしく残忍性を有し、かつ著しく犯罪を誘発し、三から十の図書類にあつては著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第八百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号

事業所の名称及び所在地

指定障害福祉サービスの種類

設置者名

指定年月日

〇四一〇九一七〇三三	城南ヘルパースター シヨクン青空 多賀城市城南二丁目 十五番十七号	居宅介護・重度 訪問介護	株式会社ソシ エニード	平成三十年 九月一日
------------	--	-----------------	----------------	---------------

〇宮城県告示第八百五十五号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第八条の二の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成三十年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証 番号	品 目	申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称	製 造 業 者 の 名 称 又 は 屋 号	製 造 所 等 の 所 在 地
八九十	魚介藻類 佃煮・甘 露煮等	株式会社 海洋	株式会社 海洋	名取市開上四丁目百七十三番 二号

二 認証年月日

平成三十年六月十五日

〇宮城県告示第八百五十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成三十年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成三十年九月十四日

〇宮城県告示第八百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成三十年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字牛ノ鼻木一九、二一（次の図に示す部分に限る。）、二三の一、二六、

二七の一、二九の一、三〇の一、三一の二、三二の二、三四、三五、三六の一、三七の一、三七の五、三九の一、三九の四、三九の六、四一の一、五七の一、五八の一、六〇の二から六〇の七まで、六八の一、三二の二地先・三四地先・三九の六地先（以上三筆地先について次の図に示す部分に限る。）、三〇の一地先・三九の六地先（以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。）、字招又四七、四八の二、四八の三

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び七ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇宮城県告示第八百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字林一七七の八

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

〇宮城県告示第八百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、真坂土地改良区役

員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成三十年九月十四日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 川 名 一 彦

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成三十年八月三十日	佐藤 榮	栗原市一迫真坂字広川原三番地	理事
平成三十年八月三十日	小山 智正	栗原市一迫真坂字上川原四十七番地	理事
平成三十年八月三十日	氏家 守男	一 栗原市一迫北沢一本松北二十四番地	理事
平成三十年八月三十日	佐藤 綱美	栗原市一迫字嶋鉢寺下三番地一	理事
平成三十年八月三十日	佐藤 均	栗原市一迫字土川十五番地	理事
平成三十年八月三十日	菊池 忠継	栗原市一迫字嶋鉢内の目後三十二番地一	理事
平成三十年八月三十日	伊藤 幸夫	栗原市一迫柳目字竹の内二十一番地	理事
平成三十年八月三十日	佐藤 靖秀	栗原市一迫狐崎八甫十六番地二	理事
平成三十年八月三十日	松田 敏	一 栗原市一迫柳目字六ツ寺二十六番地	理事
平成三十年八月三十日	門田 正吉	栗原市一迫字中屋敷浦二十四番地	理事
平成三十年八月三十日	後藤 伸平	栗原市一迫柳目字曾根大千泥二十九番地	理事
平成三十年八月三十日	齋藤 政憲	栗原市一迫字山崎二十一番地	理事
平成三十年八月三十日	佐藤 秀男	栗原市一迫真坂字清水平館二十四番地	理事
平成三十年八月三十日	小野寺 通夫	栗原市一迫北沢上大又五番地	理事
平成三十年八月三十日	曾根 淳	栗原市一迫真坂字本町三十四番地	監事
平成三十年八月三十日	狩野 和義	栗原市一迫柳目字曾根要害二十五番地	監事

二 退任した者

平成三十年八月三十日	佐藤 周哉	栗原市一迫北沢類子三十六番地	監事
平成三十年八月三十日	佐藤 市雄	栗原市一迫字清水目日照七十八番地	監事

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成三十年八月二十九日	佐藤 榮	栗原市一迫真坂字広川原三番地	理事
平成三十年八月二十九日	小山 智正	栗原市一迫真坂字上川原四十七番地	理事
平成三十年八月二十九日	氏家 守男	一 栗原市一迫北沢一本松北二十四番地	理事
平成三十年八月二十九日	佐藤 綱美	栗原市一迫字嶋鉢寺下三番地一	理事
平成三十年八月二十九日	佐藤 均	栗原市一迫字土川十五番地	理事
平成三十年八月二十九日	菊池 忠継	栗原市一迫字嶋鉢内の目後三十二番地一	理事
平成三十年八月二十九日	伊藤 幸夫	栗原市一迫柳目字竹の内二十一番地	理事
平成三十年八月二十九日	佐藤 靖秀	栗原市一迫狐崎八甫十六番地二	理事
平成三十年八月二十九日	松田 敏	一 栗原市一迫柳目字六ツ寺二十六番地	理事
平成三十年八月二十九日	門田 正吉	栗原市一迫字中屋敷浦二十四番地	理事
平成三十年八月二十九日	後藤 伸平	栗原市一迫柳目字曾根大千泥二十九番地	理事
平成三十年八月二十九日	齋藤 政憲	栗原市一迫字山崎二十一番地	理事
平成三十年八月二十九日	佐藤 秀男	栗原市一迫真坂字清水平館二十四番地	理事
平成三十年八月二十九日	小野寺 通夫	栗原市一迫北沢上大又五番地	理事
平成三十年八月二十九日	曾根 淳	栗原市一迫真坂字本町三十四番地	監事
平成三十年八月二十九日	狩野 和義	栗原市一迫柳目字曾根要害二十五番地	監事

平成三十年八月二十九日	佐藤 周哉	栗原市一迫北沢類子三十六番地	監事
平成三十年八月二十九日	佐藤 市雄	栗原市一迫字清水目日照七十八番地	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成三十年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県東日本大震災復興記録映像等「発展期」収集・制作業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部震災復興推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成三十年八月二十四日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社仙台放送エンタープライズ 仙台市青葉区上杉五丁目三番三十六号

五 契約金額 四千六十万八千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成三十年九月十四日

平成三十年九月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城郡利府町菅谷山苗代六十九番四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城郡利府町森郷字町二十番地二 リプレスト 二百一

森 隆志